

# 平成27年第1回足寄町議会定例会議事録（第1号）

平成27年3月4日（水曜日）

## ◎出席議員（13名）

1番	高橋秀樹君	2番	星孝道君
3番	榊原深雪君	4番	木村明雄君
5番	高道洋子君	6番	前田秀夫君
7番	田利正文君	8番	熊澤芳潔君
9番	井脇昌美君	10番	後藤次雄君
11番	川上初太郎君	12番	島田政典君
13番	吉田敏男君		

## ◎欠席議員（0名）

## ◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

## ◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	渡辺俊一君
福祉課長	櫻井光雄君
住民課長	大貫裕弘君
経済課長	寺地優君
建設課長	阿部智一君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君
会計管理者	櫻井厚子君

## ◎教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	藤代和昭君
教育次長	根本昌弘君

## ◎足寄町農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	多治見亮一君
-----------	--------

## ◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	大野雅司君
事務局次長	阿部泰子君
総務担当主査	児玉壮生君

## ◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について< P 4 >
- 日程第 2 会期の決定について< P 4 ~ P 5 >
- 日程第 3 諸般の報告< P 5 >
- 日程第 4 報 告 第 1 号 総務産業常任委員会所管事務調査報告について< P 5 >
- 日程第 5 報 告 第 2 号 総務産業常任委員会所管事務調査報告について< P 5 >
- 日程第 6 報 告 第 3 号 文教厚生常任委員会所管事務調査報告について< P 5 >
- 日程第 7 行政報告(町長・教育委員長)< P 5 ~ P 1 3 >
- 日程第 8 報 告 第 4 号 専決処分の報告について(車両事故に対する損害賠償の額を定めることについて)< P 1 3 ~ P 1 4 >
- 日程第 9 報 告 第 5 号 専決処分の報告について(平成26年度足寄町一般会計補正予算(第10号))< P 1 4 ~ P 1 5 >
- 日程第10 報 告 第 6 号 予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について< P 1 5 >
- 日程第11 報 告 第 7 号 足寄町水道事業の業務に関する予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について< P 1 5 >
- 日程第12 議 案 第 1 1 号 公平委員会委員の選任について< P 1 5 ~ P 1 6 >
- 日程第13 議 案 第 1 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について< P 1 6 >
- 日程第14 議 案 第 1 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について< P 1 6 ~ P 1 7 >
- 日程第15 議 案 第 1 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について< P 1 7 >
- 日程第16 議 案 第 1 5 号 財産の無償貸付について< P 1 7 ~ P 1 8 >
- 日程第17 議 案 第 1 6 号 足寄町行政手続条例の一部を改正する条例< P 1 8 ~ P 1 9 >
- 日程第18 議 案 第 1 7 号 足寄町社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例< P 1 9 ~ P 2 0 >
- 日程第19 議 案 第 1 8 号 足寄町学校給食センター条例の一部を改正する条例< P 2 0 >
- 日程第20 議 案 第 1 9 号 足寄町剣道場設置条例を廃止する条例< P 2 0 ~ P 2 1 >
- 日程第21 議 案 第 2 0 号 足寄町就学前の子どもの教育・保育に係る保育料を定める条例の制定について< P 2 1 ~ P 2 2 >
- 日程第22 議 案 第 2 1 号 あしよろ子どもセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例< P 2 2 ~ P 2 3 >
- 日程第23 議 案 第 2 2 号 足寄町認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定について< P 2 3 ~ P 2 4 >
- 日程第24 議 案 第 2 3 号 足寄町へき地保育所条例の一部を改正する条例< P 2 4 ~ P 2 5 >
- 日程第25 議 案 第 2 4 号 足寄町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の制定について< P 2 5 ~ P 2 6 >
- 日程第26 議 案 第 2 5 号 足寄町公の施設条例の一部を改正する条例< P 2 6 ~ P 2 7 >

- 日程第27 議案第26号 足寄町児童発達支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例<P27>
- 日程第28 議案第27号 足寄町保育所等訪問支援事業所設置及び管理条例の一部を改正する条例<P27~P28>
- 日程第29 議案第28号 足寄町特別母子年金支給条例の一部を改正する条例<P28>
- 日程第30 議案第29号 足寄町地域支え合いセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例<P28~P29>
- 日程第31 議案第30号 足寄町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について<P29~P30>
- 日程第32 議案第31号 足寄町介護保険条例の一部を改正する条例<P30~P31>
- 日程第33 議案第32号 足寄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例<P31~P32>
- 日程第34 議案第33号 足寄町指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例<P32~P33>
- 日程第35 議案第34号 足寄町指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例の制定について<P33>
- 日程第36 議案第35号 足寄都市計画土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例<P34>
- 日程第37 請願第1号 農協関係法制度の見直しに関する請願書<P35>
- 日程第38 請願第2号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る請願書<P35>

午前10時00分 開会

### ◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、平成27年第1回足寄町議会定例会を開会をいたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に表彰状の伝達を行います。

午前10時01分 休憩

午前10時02分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

### ◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、3番榊原深雪君、4番木村明雄君を指名いたします。

### ◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高道洋子君。

○議会運営委員会委員長（高道洋子君） 昨日開催されました第1回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日3月4日から3月19日までの16日間とし、このうち5日から15日までの11日間は休会となります。

次に、審議予定について報告します。

本日3月4日は、議長の諸般の報告、総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会から所管事務調査の報告を行います。

次に、町長、教育委員長からの行政報告を

受けます。

次に、議案等の審議方法について申し上げます。

最初に、報告第4号から報告第7号までの報告を受けます。

次に、議案第11号から議案第35号までを即決で審議いたします。

次に、請願第1号、請願第2号につきましては、総務産業常任委員会へ付託し、会期中の審査といたします。

16日は、一般質問などを行います。

17日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

なお、議案第36号から議案第45号までの補正予算案は、後日、提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

また、議案第46号から議案第55号までの新年度予算案については、後日、提案説明を受けた後、予算審査特別委員会を設置し、会期中の審査といたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

### ◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの16日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月19日までの16日間に決定をいたしました。

なお、16日間のうち、5日から15日までの11日間は休会といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

よって、11日間は休会に決定をいたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の提出期限は3月8日金曜日の午後4時まででありますので、よろしくお願いを申し上げます。

### ◎ 諸般の報告

○議長(吉田敏男君) 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

### ◎ 報告第1号

○議長(吉田敏男君) 日程第4 報告第1号総務産業常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりです。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

### ◎ 報告第2号

○議長(吉田敏男君) 日程第5 報告第2号総務産業常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりです。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

### ◎ 報告第3号

○議長(吉田敏男君) 日程第6 報告第3号文教厚生常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりです。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

### ◎ 行政報告

○議長(吉田敏男君) 日程第7 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 安久津勝彦君。

○町長(安久津勝彦君) 議長のお許しをいただきましたので、9件の行政報告を申し上げます。

まず、消防広域化の経過について御報告をいたします。

十勝における消防の広域化につきましては、昨年11月の第4回臨時会におきまして「とちかち広域消防局災害出動基本計画(案)」の概要について御報告をさせていただき、その後、12月の第4回定例会におきまして、平成28年4月1日から消防団事務を除く消防事務を、池北三町行政事務組合からとちかち広域消防事務組合に継承するためのとちかち広域消防事務組合規約と池北三町行政事務組合規約の一部を変更する規約、さらに平成28年4月の広域化開始に向けた設備整備費用に係る池北三町行政事務組合消防負担金の補正予算の議決をいただきました。

昨年12月19日までに十勝管内19市町村の全議会において、とちかち広域消防事務組合の設立、消防の広域化に係る議決が行われ、2月20日、帯広市におきまして十勝管内の全市町村長が集まり、とちかち広域消防事務組合規約に関する協議書の調印式が行われ

ました。

とから広域消防事務組合は、岐阜県とほぼ同じ約1万800平方kmと管轄する面積が全国最大となり、構成市町村数の19は全国2番目に多い組織となります。

今後、設立許可申請書を北海道知事に提出し、本年5月までに設立許可を得て、6月にとから広域消防事務組合の初議会を開く予定をしております。

現在、組織体制や移行準備作業、さらに組合設立時に必要な条例や規約等の検討を事務レベルで進めており、引き続きオールとからにより検討、協議を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

次に、小規模多機能型居宅介護事業所における障害者の受け入れについてでございます。

社会福祉法人足寄町社会福祉協議会が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する基準該当障害福祉サービス事業所として、新たに登録、指定されましたので、御報告を申し上げます。

小規模多機能型居宅介護事業所における障害者の受け入れについては、これまで平成23年6月の関係法令の一部改正に基づき、構造改革特別区域における指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業の一部全国展開等として実施され、その後、平成25年4月に障害者総合支援法が施行されたことにより、構造改革特別区域の認定を受けなくても受入事業が実施可能となりました。

このたび、足寄町社会福祉協議会から足寄町に基準該当障害者福祉サービス事業者の登録申請があり、審査の結果、基準該当短期入所を指定事業等とする基準該当障害者福祉サービス事業所として、平成27年3月1日付で町が登録、指定いたしました。

これにより、足寄町地域支え合いセンターむすびれっじの小規模多機能型居宅介護施設において、障害者の短期入所、ショートステ

イの事業が可能となりました。

これまで、障害者の心身の状況や病状、その御家族の病気や冠婚葬祭等のため一時的に養育、介護ができない場合などに短期入所による日常生活全般の養育、介護等のサービスの提供を受ける場合で宿泊が伴うケースについては、帯広市等の登録、指定事業者においてサービスの提供を受けておりましたが、新たに町内に登録、指定事業者ができたことにより、御家族の精神的、身体的な軽減が図られるものと期待されます。

以上、小規模多機能型居宅介護事業所における障害者の受け入れについての御報告とさせていただきます。

次に、子ども・子育て支援対策の推進について、御報告をいたします。

最初に、子ども・子育て支援法に基づく平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする足寄町子ども・子育て支援事業計画を別冊のとおり策定しましたので、御報告をいたします。

本計画の策定に当たっては、足寄町子ども・子育て会議を昨年3月に設置をし、本年2月9日に開催した最終会議までの4回にわたり御検討をいただき取りまとめたものであり、改めて委員の皆様には厚くお礼を申し上げます。

本計画の概要でございますが、子育ての喜びを感じ合い、ともに育ち合えるまち・足寄町を基本理念として、子供の視点、保護者への視点、地域の視点、子育て環境の充実の視点からなる四つの重点的な視点を掲げ、一つには地域における子育てへの支援、二つ目に子供にとって良質な教育・保育の提供、3点目として全ての子供の育ちを支える環境の整備、4点目として仕事と子育て両立の推進の4点を基本目標として設定し、施策の展開を図っていく計画としております。

また、事業計画における教育・保育の量と、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等について定め、具体的な目標数値を設定をすることとなっておりますが、町内に居住

する就学前児童の保護者に実施したニーズ調査や、これまでの保育等サービスの実績等を参考とし、各委員の御意見等をいただき、目標数値を設定しております。

計画の推進体制ですが、行政のみならず、教育・保育施設関係者、小学校、その他子育てにかかわる関係機関、団体等と連携を図るとともに、その計画の進行管理において足寄町子ども・子育て会議を開催し、点検、評価を行っていくことにしておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

次に、子ども・子育て支援法が本年4月1日から施行されることに伴い、本町の対応等について御説明を申し上げます。

まず、足寄保育園どんぐりですが、これまでの特区による幼保一体型の保育から認定子ども園に移行し、これまでと同様の運営を行うこととし、今定例会において足寄町認定子ども園の設置及び管理に関する条例の制定について提案させていただいております。

へき地保育所については、小規模保育事業所への移行について道と協議していましたが、新たに創設された子どものための教育・保育給付制度が、山間地及び離島等で認可保育所を設けることが困難な地域において、保育を要する児童を保育するために設置するへき地保育所の運営費に対して給付することができることから、これまでどおりの運営を継続することとし、給食費を含むへき地保育所の保育料を定めるため、足寄町へき地保育所条例の一部を改正する条例を、今定例会において提案させていただいております。

家庭的保育事業所につきましては、道と協議した結果、市町村が事業実施主体である場合には、引き続き町から保育ママへの委託事業で実施できることとなりました。

以上のことから、これまでの保育所運営等と大きな変化もなく、円滑に移行できるものと安堵しているところであります。

なお、保護者の皆様に負担していただきます保育料でございますが、算定方式が所得税額から住民税額に改正となりますが、現状の

どんぐり保育園の保育料相当額をもって新保育料に設定するものとし、町内の教育・保育事業所の保育料を統一して定める足寄町就学前の子ども教育・保育に係る保育料を定める条例の制定について提案させていただいております。

次に、学童保育所の運営について、足寄学童保育所運営委員会による運営から町による運営に移行することといたしましたので、御報告をいたします。

学童保育所は、これまで足寄学童保育所運営委員会が主体となり運営していましたが、子ども・子育て支援法の施行により、町が定めた基準条例に沿った運営が最低基準となり、また社会福祉法に規定される第2種福祉事業として運営することが必須となりました。このため、道と協議した結果、市町村の運営に移行することが適当であるとされたことから、運営委員会の皆さんに御説明し、御賛同をいただくことができましたので、本年4月から町の事業として運営を継承していくこととし、平成27年度予算において、必要な予算を計上させていただきました。長年、学童保育所の運営に携わっていただきました歴代の運営委員会の皆様に深く感謝を申し上げますとともに、引き続き保護者会として御協力をお願いしているところであります。

なお、町の運営に移行するに当たり、今定例会において足寄町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の制定について提案させていただいております。

次に、仮称放課後児童拠点施設の建設についてですが、平成26年第3回定例会の行政報告において、剣道場については屋内体育館のみの利用用途に変更し、新児童館と学童保育所の一体型施設を新築する旨、御報告させていただいておりますが、その財源に予定しております道の森林整備加速化・林業再生総合対策事業の内示が早くても本年8月以降になるとのことであり、また国の次世代育成支援対策施設整備にかかる交付金事業は年度内の完了が要件であることから、両補助金の

対象とならない剣道場の一部の解体・改修工事を先行して実施し、新児童館と学童保育所の一体型施設の新築工事は、道補助金の内示後に着工し、年度内の早期完了を目指すべきと判断をいたしました。

このため、仮称放課後児童拠点施設の供用開始は、当初の計画どおり明年4月とし、今定例会において足寄町剣道場設置条例を廃止する条例並びに解体・改修工事費の予算を提案させていただきましたので、御審議賜りますようお願い申し上げます、子ども・子育て支援対策の推進についての御報告といたします。

次に、高齢者福祉施策の推進についてでございます。

平成27年第1回臨時会で第6期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の議決をいただいたところですが、計画に登載させていただきました高齢者福祉施策のうち、平成27年度当初開始を予定している新規事業について御報告をいたします。

まず、1点目として、高齢者等の権利擁護を図るための成年後見実施機関の立ち上げについてでございます。

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害等、判断能力が十分ではない方を対象とし、申し立てにより家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人のかわりに法律行為を行う制度です。高齢化が進み、判断力がなく、身寄りがない、または近隣にいない高齢者等の日常生活、消費生活の面や相続などの自立の支援が必要になってきております。

足寄町では平成25年度に国庫補助を受けて市民後見人養成講座を実施し、38名の方が講座を修了しております。また、平成26年度にはフォローアップ講座を実施し、後見制度担い手の育成を図ってまいりました。講座修了者が市民後見人として家庭裁判所からの選任を受けるためには、その活動を支援する体制整備が重要であり、市民後見人が適正、円滑に後見等の業務を実施できるように、市町村は社会福祉協議会、NPO法人など適切に業務運営が確保できると認められる

団体に委託し、後見実施機関の設置を検討することが必要となっております。

市民後見人が活動するための後見実施機関は、現在十勝管内で3市町が立ち上げており、足寄町としても早期に実施機関の立ち上げをすることが必要と判断し、平成27年度の早い段階での開設を目指し、関係機関と検討を重ねてまいりました。

後見実施機関の業務内容としては、成年後見制度の周知・啓発等、フォローアップ講座開催、市民後見人の後見受任支援や法人後見受任を予定しており、町内のNPO法人よりそい倶楽部との連携のもと、足寄町社会福祉協議会に実施機関を受任していただく方向で詳細について協議を進めているところです。委託後においても実施主体は町であることから、その業務が適正かつ効果的に行われるよう連携して実施していく予定であります。

なお、立ち上げに関する経費については平成27年度予算に委託料等を計上しておりますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

2点目は、介護支援ボランティア制度の創設についてです。

高齢者がいつまでも生き生きと自分らしく自立した生活を続けていくためには、学習やスポーツ、就労、地域活動など、多種多様な活動に積極的に参加することが重要であり、高齢者自身が社会を支える一員として地域の活力を維持、増進していくことにもつながります。

現在、高齢者の健康維持、介護予防や地域貢献による生きがいを図るとともに、高齢者自身が地域社会を支える担い手として活躍していただくこと等を目的に高齢者のボランティア参加が推進されており、本町でもさまざまなボランティア組織に所属する高齢者が活動しております。

そこで、個人の活動の受け皿づくりを図り、誰でも無理なくあいた時間に活動できる体制構築が必要となっております。また、高齢者ができるボランティア活動と求められる活



動とのマッチングを図り、誰でも気軽にボランティア活動に参加できる体制づくりのため、介護支援ボランティア制度の導入を図ります。

事業の実施については、現在9団体、6個人が登録して活動を行っているボランティアセンターの事務局を担っている足寄町社会福祉協議会に委託する予定で協議を行っております。

介護支援ボランティア制度は、65歳以上の方が研修受講後にボランティア登録をし、施設等を訪問しボランティア活動をしたときにポイントが付与され、そのポイントに応じて活動費が付与される仕組みとなっております。

足寄町では、現在制度設計をしているところではありますが、年間5,000円を上限に、商品券などを交付する予定であります。この制度により、ともに助け合い、また社会的な活動をすることにより介護予防が図られるものと考えており、平成27年4月から準備を開始し、早期に開始できるように協議を進めてまいります。

なお、この制度導入に関する経費につきましては、国庫及び道補助金を受けながら実施することができ、平成26年度予算として介護保険特別会計に計上しておりますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

3点目は、認知症高齢者グループホーム家賃等助成事業についてです。

現在、国の制度では、介護サービスを利用して支払った1割の負担額が利用者の所得に応じて、1カ月の合計で一定の額を超えた場合、その超えた分のお金が申請すると戻ってくる高額介護サービス費の制度があります。そのほか、特別養護老人ホーム等の施設利用者は、国の制度において所得等の状況に応じた部屋代や食費の補助制度がありますが、グループホームは対象外となっており、利用者の負担が多額となっている現状にあります。

本町では、認知症高齢者グループホーム利用者負担の軽減を図るべく、町の独自制度と

して平成27年4月利用分からグループホームの家賃・食材費等を対象にした利用者負担助成制度の導入を行うことといたしました。

助成内容としましては、本町の介護保険被保険者を対象に、所得等に応じて1日当たり500円から1,000円の助成を行うことにしており、現在、助成手続等詳細な制度設計を行っているところです。平成27年2月現在、町内外でグループホームを利用している本町の介護保険被保険者は15人で、現利用者の約90%の方が助成対象となると見込んでおり、介護保険特別会計の平成27年度予算に助成金638万8,000円を計上しておりますので、御審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

なお、本事業は足寄町独自の事業ではありませんが、介護保険制度における地域支援事業の対象となっており、国庫及び道補助金の対象となっております。

以上、高齢者福祉施策事業について申し上げましたが、今後もともに暮らす地域を目指し、関係機関・団体、事業者や地域住民の方々と連携、協議しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

次に、特別養護老人ホームの入所要件の変更についてでございます。

介護保険制度の見直しにより、特別養護老人ホームの入所要件が変更となりますので、御報告を申し上げます。

平成27年4月から特別養護老人ホームに入所できる方は、原則、要介護3以上となります。ただし、要介護1・2の方でも、やむを得ない事情で在宅等の生活が著しく困難な場合は特例で入所を認めることとなりました。特例入所の要件としましては、一つ目に認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。二つ目に、知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。三つ目に、家族等による深刻

な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。四つ目に、単身世帯や同居家族が高齢または病弱である等により家族等の支援が期待できず、かつ地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。以上の4項目が示されており、いずれかの要件を満たした場合に、要介護1・2の方でも入所することができます。

現在、当ホームには要介護1の方は入所されておらず、要介護2の方が3人入所しておりますが、平成27年3月末までに入所している要介護1・2の方は引き続き入所することができます。また、入所している要介護3以上の方が平成27年4月以降に介護認定の変更及び更新手続により要介護1あるいは2になった場合でも継続して入所することができます。

特別養護老人ホームの申込者状況については、入所判定委員会が開催されました平成27年1月26日現在で43人となります。そのうち、要介護1の方は8人、要介護2の方は4人おります。先ほど申しあげました特例入所の要件に該当するか否かについては、3月末開催の入所判定委員会で判断し、決定することとしております。なお、平成27年4月以降に入所された要介護3以上の方が要介護1・2に変更になった場合は、特例入所の取り扱いとなります。

入所者及び申込者に対しまして制度の周知徹底を図り、混乱または不安を抱くことのないよう適切な対応に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、御報告といたします。

次に、足寄町公営住宅等長寿命化計画の変更についてであります。

本町における公営住宅の建てかえや修繕等の計画的な推進を図るため、足寄町公営住宅等長寿命化計画を平成23年3月に策定したところでありますが、本計画の策定から4年が経過し、管理戸数の計画を上回る需要があるなど、公営住宅の不足が懸念されることか

ら、本計画の見直しを行いましたので、御報告を申し上げます。

本計画の見直しに当たり、課長職で構成する足寄町住生活基本計画策定委員会に、室長・主査職からなる作業部会を設け、居住者の意向調査や関係部局からの意見聴取を行ってきました。特に意向調査では、再入居希望が最も多い一方で、家賃が高くなることに不安を感じるという意見もあることから、低家賃住宅を確保するため、比較的新しい住棟を保守点検や修繕しながら住民の需要に対応していく方針とする見直し原案を作成し、平成26年12月22日開催の策定委員会で確認され、平成27年1月26日付けで足寄町公営住宅等長寿命化計画の変更について決定いたしました。

変更の概要でございますが、1点目としましては、本計画の計画期間を総合計画との整合性を図るため、平成27年から平成36年の10年間として、平成27年から平成31年の5年間を前期、平成32年から平成36年の5年間を後期とし、前期終了時に社会情勢の変化、更新等の進捗状況等に応じて見直しを行うことといたしました。

2点目として、公営借家の目標管理戸数を今後の需要を踏まえて、332戸から360戸程度を目標とすることといたしました。

3点目として、目標管理戸数の見直しに伴い、公営住宅における建てかえ等の事業計画の見直しをいたしました。建替事業を88戸から既に完了しています南区団地を含めて84戸へ変更し、そのほか、改善事業として下愛冠団地ほか6団地152戸、修繕事業として北団地ほか1団地80戸を実施する事業計画の見直しを行っております。

今後は、本計画に基づき建てかえ等により公営住宅の長寿命化を図ってまいりたいと考えております。

また、本来であれば、関連上位計画である足寄町住生活基本計画についても見直しを検討するところではありますが、住宅施策の基本方針に大きな見直し点がないことや、さら

に上位計画である足寄町第5次総合計画が平成26年度で計画期間が終了し、現在、次期計画へ向けた施策づくりが進められていることなどから、今後の具体的な住宅施策に合わせ、必要に応じて見直しを検討することといたしました。

本日は、別冊の足寄町公営住宅等長寿命化計画（変更）の概要版を配布させていただきました。

平成27年度は、仮称はるにれ団地2号、3号棟の実施設設計、1号棟の駐車場・外構設計の委託料と道路改良の工事を予定しており、今定例会において平成27年度予算に係る予算を提案させていただきますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告いたします。

次に、里見が丘公園再整備基本計画策定についてでございます。

里見が丘公園再整備については、九州大学北海道演習林の林長を委員長に各団体の代表で構成する里見が丘公園再整備検討委員会において、平成25年度に策定した里見が丘公園再整備基本構想に引き続き、本年度も町民の健康づくり、観光振興をテーマに、十分に討論を重ねていただきました。その後、2月19日に開催した庁内関係課長等で構成する里見が丘公園再整備検討会で基本計画案が了承され、里見が丘公園再整備基本計画が策定されましたので御報告をいたします。

基本計画では、里見が丘公園及び出会いの森を含めた115haを計画区域として、一つには総合体育館周辺の遊技ゾーン、二つ目として運動施設のスポーツゾーン、3点目としてオートキャンプ場やイベント広場のある交流ゾーン、4点目として出会いの森ゾーンの四つのゾーンを再整備エリアとしております。

まず、遊技ゾーンにつきましては、昨年完成した足湯を休憩施設の中心に置き、グループや家族利用に対応できるバーベキューハウスの整備や、各年齢層の子供たちが利用できる遊具の整備により、子供からお年寄りの方

までと一緒に楽しめる憩いの場となるような計画としております。

次に、スポーツゾーンについては、老朽化している野球場のバックネット等の修繕やクラブハウスの更新を盛り込んでおります。

交流ゾーンについては、滞在型の観光施設を目的に、コテージを備えたオートキャンプ場やイベント広場の整備により、町民はもとより、町外からの観光客にも利用していただき、足寄町に足を運んでいただくきっかけとなる施設計画としております。

最後に、出会いの森ゾーンでは、1周5kmのジョギングコースや、花や野鳥などの自然観測が楽しめる広範囲の散策路整備など、貴重な自然資源を最大限に活用することを主眼に計画しております。

本日は、別冊の里見が丘公園再整備基本計画の概要版を配布させていただきました。平成31年の全面オープンを目指し、今定例会において平成27年度予算に現況測量や実施設計等の調査設計業務など、関係予算を提案させていただきますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます、御報告いたします。

次に、足寄町公園施設長寿命化計画の見直しについて御報告いたします。

足寄町公園施設長寿命化計画については、市街地に整備された街区公園等の大半が30年を経過していたことから、平成23年度に公園施設の点検及び計画案の検討を行い、平成24年度に策定を終えたところでありました。しかし、その後、足寄市街地区土地区画整理事業及びまちづくり交付金事業、銀河公園事業で整備された7公園の供用開始が行われ、さらに里見が丘公園再整備計画が新たな計画として事業化となったことを踏まえ、今年度見直し作業を行い、足寄町公園施設長寿命化計画として、国土交通省に提出したところでございます。

本計画は、里見が丘公園再整備基本構想に基づく里見が丘公園への遊技施設の集約化、公園と市街地のネットワーク化並びにコスト削減を基本方針とし、一つにはウォーキング

ネットワークの構築、2点目に再整備パターンとして全面リニューアル型、現状更新型、用途変更型への明確化により、公園利用者層の変化や地域ニーズに対応した計画に変更されており、平成27年度から10カ年の再整備事業の指針となるものでございます。

本日は、別冊の足寄町公園施設長寿命化計画の概要版を配布させていただきました。本計画に基づき再整備に向けた実施設計については、今定例会において平成27年度予算に係る予算を提案させていただきますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

次に、国保病院における患者サービス向上への取り組み2点について御報告をさせていただきます。

1点目ですが、院内の土足化についてです。

現在の国保病院は平成13年1月に新築移転をしましたが、院内の衛生環境の確保のため、患者さんには玄関でスリッパに履きかえていただいていたところでした。しかし、患者さんの高齢化が一段と進む中で、足腰の不自由な方も多く、玄関に椅子を設置しておりますが、スリッパへの履きかえが負担であり、つらいとの声も多く聞いているところです。また、診療を終えて帰られる際に、履物を間違える患者さんも多く発生しておりますことから、平成27年4月に病院内を土足化し、外靴のまま院内にお入りいただくことといたしました。なお、泥等のついた靴でお越しの患者さんで履きかえを希望される方には、スリッパ等も用意することとしております。

また、院内の透析室、リハビリ室など一部につきましては、それぞれの部屋に入る際にスリッパ等に履きかえをお願いすることとしております。

院内を土足化するに当たり、ロビー、診察室、廊下等フロアの安全な維持管理のため、院内清掃人員の増員、玄関マットの増設、床ワックス塗布回数増など関係予算を平成27年度予算で計上させていただいているとこ

ろです。

2点目ですが、外来クラークの配置についてです。

外来クラークとは、診療を円滑に進める調整役の医療事務補助者のことで、患者さんと医師や看護師など医療スタッフとの間に立って事務作業を行うものです。

これまで当院においては、受付から外来に運ばれてきたカルテの事務処理と診療室への仕分けは看護師が行っていましたが、専任の職員を配置することで診療に必要な検査データや報告書類を必要な医療スタッフに速やかに届けるなど、不足する看護師の業務軽減を図るほか、スムーズなカルテの移動により、診察までの時間短縮、さらには診察を終えた患者さんの会計までの時間短縮を図れるものと考えております。

外来クラーク配置にかかわっては、かねてより委託している医事請求事務等に業務を追加をし、委託業務として予算計上させていただいております。

今後も患者サービスとともに医療の向上に取り組み、患者さんから信頼と安心をもって受診してもらえる病院づくりを進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

**○議長（吉田敏男君）** 次に、教育委員会から教育行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

教育委員長 星崎隆雄君。

**○教育委員会委員長（星崎隆雄君）** 議長のお許しをいただきましたので、教育委員会より、2点について行政報告を行います。

1点目、ウエタスキウィン市中学生・高校生訪問団の来町について御報告いたします。

足寄町とウエタスキウィン市は、平成2年に姉妹提携を結び、人的交流を中心に国際交流活動を続けております。このたび、ウエタスキウィン・足寄友好協会から連絡があり、中学生・高校生の訪問団一行が来町することになりました。

訪問団一行は、中高生7名、引率者2名、マット・フェルスキー国際交流員の御両親の計11名で、本町へは4月6日から4月10日までの5日間滞在することになりました。前回の第7次訪問団は平成25年4月に18名が来町しており、今回は8回目の訪問団受け入れとなります。なお、今年が平成2年の姉妹都市提携から25周年の節目の年でもあります。

受け入れに当たりましては、足寄町、WAの会、教育委員会の三者で受入実行委員会を組織して対応したいと考えております。本町の滞在中は、ホームステイをしながらホストファミリーとの交流や足寄高校生、中学生との交流のほか、町内の公共施設の見学、書き初め、餅つきなどの日本文化を体験することも計画しております。そして、足寄町民との交流や親睦を通し、両市町間のさらなるきずなを深める好機となりますことを期待しております。

なお、ウエタスキウィン市中高生訪問団受入実行委員会補助金として106万2,000円を平成27年度予算に計上させていただきましたので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

次に、新学校給食センターの稼働について、御報告申し上げます。

昨年の6月から建設を進めてまいりました新学校給食センターが本年2月27日に竣工し、4月1日から稼働する運びとなりました。町内の小学校4校及び中学校1校には4月9日から給食を提供してまいります。

新施設につきましては、平成26年第2回定例会において御報告をいたしましたとおり、衛生面で不安のある高温多湿を避けるため、調理場内の床を乾いた状態に保つドライシステムや汚染区域と非汚染区域との作業動線を分離するなど、学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理手法を取り入れるとともに、厨房機器につきましても1台でさまざまな料理を調理するスチームコンベクションオーブンや炊き立てのおいしい御飯を食べられるよ

う洗米から炊飯まで自動で行う連続炊飯システムなど、最新の機器を導入し、今後もより安全・安心でおいしい給食の提供に努めてまいりますと考えております。

また、当施設は大規模災害等の非常炊き出し施設として活用されることを踏まえ、非常用発電設備や食材の備蓄保管庫を備えるとともに、移動式ガス回転釜2台を整備いたしました。

次に、足寄高等学校への給食提供につきましては、新施設の稼働に伴い、高校存続へ向けた支援策の一環として給食提供を決定し、本年6月1日からの提供に向け諸準備を進めているところであります。生徒、教職員への給食提供は希望制とし、給食献立や量、費用額につきましては、基本的に中学校と同様といたします。

なお、今定例会に、これに関連する足寄町学校給食センター条例の一部を改正する条例を提案しておりますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、新学校給食センターの稼働についての御報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これで行政報告を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

11時10分再開といたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

#### ◎ 報告第4号

○議長（吉田敏男君） 日程第8 報告第4号専決処分報告について、車両事故に対する損害賠償の額を定めることについての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

○総務課長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました報告第4号専決処分の報告について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分書、足寄町南1条1丁目3番地3、道の駅あしよろ銀河ホール21南側駐車場における車両事故に対する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

損害賠償額70万2,849円。

事故発生の場所、日時等については、別紙示談書のとおりでございます。

2ページに示談書を添付しておりますので、御参照を願います。

次に、事故の概要でございますが、平成26年8月14日午前11時30分ころ、足寄町南1条1丁目3番地3、道の駅あしよろ銀河ホール21南側駐車場の西側出入口において、加藤祐介氏が運転する車両が町道南1条通から同駐車場に入るため左折したところ、設置していた低下縁石が剥離していたため、車体に接触してマフラーが脱落し、それに伴いリアバンパー等が破損、損傷したものでございます。なお、加藤氏及び車両に同乗していました加藤氏の家族にけがはございませんでした。

事故の原因でございますが、駐車場出入口の縁石が剥離していたことを把握できず、補修していなかったことで起きた事故と思われます。

過失割合でございますが、足寄町100%、加藤祐介氏0%でございます。

示談が平成27年2月24日に成立いたしましたので、町が加藤氏に対し損害賠償金として70万2,849円を支払うものでございます。

3ページに事故発生現場見取図を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、報告第4号の説明とさせていただきます。

御理解のほど、よろしく願い申し上げます。

す。

○議長（吉田敏男君） これにて、報告を終わります。

#### ◎ 報告第5号

○議長（吉田敏男君） 日程第9 報告第5号専決処分の報告について、平成26年度足寄町一般会計補正予算（第10号）の件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

○総務課長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました報告第5号専決処分の報告について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分書、平成26年度足寄町一般会計補正予算（第10号）を、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

補正予算の内容について申し上げます。

5ページをお願いいたします。

平成26年度足寄町一般会計補正予算（第10号）、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ70万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億235万4,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、報告第4号で報告いたしました車両事故に伴います賠償金70万3,000円の歳出計上、この財源といたしまして損害賠償保険金70万3,000円の歳入計上を行ったものでございます。

以上で、報告第5号の説明とさせていただきます。

御理解のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これにて、報告を終わります。

### ◎ 報告第6号

○議長（吉田敏男君） 日程第10 報告第6号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

○総務課長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました報告第6号予定価格1,000万円以上の工事または製造の請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

平成26年11月18日から平成27年2月23日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第1号により報告する工事又は製造の請負は、10ページにございます別紙のとおり3件でございます。

以上のとおり御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告を終わります。

### ◎ 報告第7号

○議長（吉田敏男君） 日程第11 報告第7号足寄町水道事業の業務に関する予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

建設課長 阿部智一君。

○建設課長（阿部智一君） ただいま議題となりました報告第7号足寄町水道事業の業務に関する予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定

により、次のとおり報告するものでございます。

平成26年11月18日から平成27年2月23日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第2号により報告する工事又は製造の請負（上水道事業会計分）は、12ページにございます別紙のとおり1件でございます。

以上のとおり、報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告を終わります。

### ◎ 議案第11号

○議長（吉田敏男君） 日程第12 議案第11号公平委員会委員の選任についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） ただいま議題となりました議案第11号公平委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

下記の者を足寄町公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

提案させていただく方は、足寄郡足寄町西町7丁目3番地31、白沢嗣栄氏。昭和18年8月16日生まれでございます。

提案理由につきましては、白沢氏が平成27年5月19日をもって任期満了となるものでございます。再任という形で提案をさせていただくものでございます。

なお、白沢氏の略歴につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

ます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第11号公平委員会委員の選任についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第11号公平委員会委員の選任についての件は、同意することに決定をいたしました。

#### ◎ 議案第12号

○議長（吉田敏男君） 日程第13 議案第12号固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） ただいま議題となりました議案第12号固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

下記の者を足寄町固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

提案させていただきます方は、足寄郡足寄町平和62番地の13、尾岸秀毅氏。昭和40年1月11日生まれでございます。

提案理由につきましては、尾岸氏が平成27年5月8日をもって任期満了となるものでございまして、再任という形でお願いをするものでございます。

なお、尾岸氏の略歴等につきましては、記

載のとおりでございますので、説明につきましては省略をさせていただきます。

御審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第12号固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第12号固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は、同意することに決定をいたしました。

#### ◎ 議案第13号

○議長（吉田敏男君） 日程第14 議案第13号人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） ただいま議題となりました議案第13号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

提案させていただく方は、足寄郡足寄町西町7丁目3番地37、小林雅子氏。昭和36年12月10日生まれでございます。

提案理由につきましては、小林氏が平成2



7年6月30日をもって任期満了となることによるものでございます。引き続き、小林氏を推薦いたしたく、提案させていただくものでございます。

御審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第13号人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

原案による者を適正と認めることにしたいと思っておりますが、これに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第13号人権擁護委員候補者の推薦についての件は、原案による者を適任とすることに決定をいたしました。

#### ◎ 議案第14号

○議長（吉田敏男君） 日程第15 議案第14号人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） ただいま議題となりました議案第14号人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

提案させていただく方につきましては、足寄郡足寄町南6条1丁目30番地、國見勲

氏。昭和17年5月15日生まれでございます。

提案理由につきましては、國見氏が平成27年6月30日をもって任期満了となることから、引き続き候補者として推薦をいたしたく提案するものでございます。

なお、國見氏の略歴等につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

御審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第14号人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

原案による者を適任と認めることにしたいと思っておりますが、これに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第14号人権擁護委員候補者の推薦についての件は、原案による者を適任とすることに決定をいたしました。

#### ◎ 議案第15号

○議長（吉田敏男君） 日程第16 議案第15号財産の無償貸付についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

○総務課長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました議案第15号財産の無償貸付について、提案理由の御説明を申し上げます。

下記の財産をとちちペレット協同組合の木質ペレット製造施設等として無償貸付するこ

とについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

木質ペレット事業につきましては、平成17年から国の地域再生計画により、廃校校舎などを活用する場合の支援措置として、無償貸与が適用条件となっております。これまで、当組合には無償貸付の議決をいただき、貸し付けをし、事業展開をしてきているところでございます。

このたび、再度契約更新の申請がありましたことから、無償貸付の議決をお願いするものでございます。

貸付物件でございますが、不動産の表示といたしまして土地でございますが、足寄郡足寄町芽登本町17番地、学校用地2万6,054平方メートルのうち、校舎用地4,367平方メートル、運動場用地9,770平方メートル。次に、建物といたしまして、足寄郡足寄町芽登本町17番地、旧足寄西中学校校舎1,523平方メートル、屋内運動場635平方メートルを貸し付けするものでございます。

貸付期間につきましては、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間でございます。

貸付相手方につきましては、足寄郡足寄町鷲府353番地の6、とかちペレット協同組合代表理事中島正博氏でございます。

19ページ、20ページに位置図等を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

**○議長（吉田敏男君）** これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田敏男君）** 質疑なしと認めま

す。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田敏男君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第15号財産の無償貸付についての件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（吉田敏男君）** 全員の起立です。

したがって、議案第15号財産の無償貸付についての件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第16号

**○議長（吉田敏男君）** 日程第17 議案第16号足寄町行政手続条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

**○総務課長（渡辺俊一君）** ただいま議題となりました議案第16号足寄町行政手続条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、平成26年6月13日に公布されました行政手続法の一部を改正する法律により、行政指導に関する規定が改正されたことから、条例改正を行うものでございます。

行政手続法の改正内容でございますが、一つ目として、行政指導の方式の規定でございます。行政指導を行う際に、その相手方に対して行政指導を行使し得る根拠を示さなければならないものとする規定が追加されております。

二つ目といたしまして、行政指導の中止の求めの規定でございます。行政指導の相手方が行政指導の要件に適合しないと思われると

きは、その旨を申し出て、中止などの措置をとることを求めることができるという規定が設けられました。

三つ目に、処分等の求めの規定でございます。何人も法令に違反する事実がある場合に、その是正のために行政指導等が行われていないと思うときは、行政機関に対しその旨を申し出て、行政指導等をするを求めることができるという規定が設けられました。

以上、行政手続法の3点の改正に伴う条例改正とあわせて条例中の文言の整理を行うため、条例改正をお願いするものでございます。

22ページから24ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照のほどお願いをいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

**○議長（吉田敏男君）** これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田敏男君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田敏男君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第16号足寄町行政手続条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（吉田敏男君）** 全員の起立です。

したがって、議案第16号足寄町行政手続条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 議案第17号

**○議長（吉田敏男君）** 日程第18 議案第17号足寄町社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育次長 根本昌弘君。

**○教育次長（根本昌弘君）** ただいま議題となりました議案第17号足寄町社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

足寄町社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例。足寄町社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中、足寄町社会教育委員の定数を15人から12人以内に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行することとしてございます。

なお、25ページ右側に新旧対照表を添付してございますので、御参照いただきますようお願いをいたします。

以上、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

**○議長（吉田敏男君）** これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田敏男君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田敏男君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第17号足寄町社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第17号足寄町社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第18号

○議長(吉田敏男君) 日程第19 議案第18号足寄町学校給食センター条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育次長 根本昌弘君。

○教育次長(根本昌弘君) ただいま議題となりました議案第18号足寄町学校給食センター条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、本日教育委員会から行政報告をさせていただきましたが、新給食センターが本年4月1日から稼働し、新たに足寄高校に給食を提供することになりましたので、条文の文言を追加及び整理するものであります。

26ページ右側の新旧対照表により、説明をさせていただきます。

第1条の給食センターの設置では、小学校及び中学校の給食のため、調理運搬等の業務を一括処理するを、小学校、中学校及び北海道足寄高等学校の給食のため、その調理運搬等の業務を一括処理するに改めるものでございます。

次に、第6条の学校給食費の納付では、児童または生徒の保護者は学校給食法の規定により学校給食費を納付しなければならないを、児童又は生徒の保護者は、学校給食費を

納付しなければならないに改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行することとしてございます。

以上、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号足寄町学校給食センター条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第18号足寄町学校給食センター条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第19号

○議長(吉田敏男君) 日程第20 議案第19号足寄町剣道場設置条例を廃止する条例の件を議題といたします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

教育次長 根本昌弘君。

○教育次長(根本昌弘君) ただいま議題となりました議案第19号足寄町剣道場設置条例を廃止する条例について、提案理由を御説

明申し上げます。

本条例の改正につきましては、本日、町長から子ども・子育て支援対策の推進についての行政報告の中で仮称放課後児童拠点施設の建設について、国及び道の補助金の対象とならない剣道場の一部の解体・改修工事を先行して実施することから、足寄町剣道場設置条例を廃止するものでございます。

足寄町剣道場設置条例を廃止する条例。足寄町剣道場設置条例、昭和54年条例第26号は廃止するというものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行することとしてございます。

以上、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第19号足寄町剣道場設置条例を廃止する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第19号足寄町剣道場設置条例を廃止する条例の件は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 議案第20号

○議長（吉田敏男君） 日程第21 議案第

20号足寄町就学前の子どもの教育・保育に係る保育料を定める条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 櫻井光雄君。

○福祉課長（櫻井光雄君） ただいま議題となりました議案第20号足寄町就学前の子どもの教育・保育に係る保育料を定める条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、本条例を制定する理由でございますが、子ども・子育て支援法が平成27年4月1日から施行されることに伴い、国からの給付額や徴収すべき保育料の負担額が改定されます。保育所保育料及び幼稚園保育料の見直しが必要となります。

本町としましては、この料金改定に合わせて、就学前の子供の教育と保育に係る保育料を一本化した条例を制定するとともに、へき地保育所、家庭的保育を利用した場合の保育料についても適用するものでございます。

次に、条例の内容について、御説明申し上げます。

足寄町就学前の子どもの教育・保育に係る保育料を定める条例。

第1条は、条例の趣旨について規定しています。

第2条の保育料でございますけれども、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として規則で定めるものでございます。

第3条は保育料の減免について、第4条は委任規定でございます。

附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

なお、町長から行政報告でも申し上げておりますけれども、規則で定める保育料についてでございますけれども、保育所保育料と幼稚園保育料も同じ規則で定めるものとしております。

二つ目として、保育料の算定は、国の改正に基づき、従来は所得税額をもとに算定して

いましたが、住民税額による算定方式に変更となります。住民税の所得区分及び保育料については、現在の保育園どんぐりの保育料と同程度の保育料に設定することにしていきます。また、幼稚園保育料については、国が定める幼稚園保育料に給食費、それから延長保育等の管理料を加算した額は保育所保育料金を上回るのですけれども、等価となるように設定して負担格差を解消することにしていきます。

さらに、昨年4月から多子世帯の負担軽減ということで、第2子については半額、第3子は保育料を無料化としておりますけれども、この部分についても継続させていただきます。

また、この保育料金は、へき地保育所や家庭的保育事業を利用する子供の保護者にも同一の保育料とします。

また、足寄町に居住する子供が他市町村の幼稚園や保育所等を利用する場合も、公立・私立を問わず、町内の保育所保育料と同額にする制度としています。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（吉田敏男君）** これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田敏男君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田敏男君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第20号足寄町就学前の子どもの教育・保育に係る保育料を定める条例の制定についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成

の方は起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（吉田敏男君）** 全員の起立です。

したがって、議案第20号足寄町就学前の子どもの教育・保育に係る保育料を定める条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

昼食のため休憩といたします。

1時再開といたします。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

**○議長（吉田敏男君）** 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

### ◎ 議案第21号

**○議長（吉田敏男君）** 日程第22 議案第21号あしよろ子どもセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 櫻井光雄君。

**○福祉課長（櫻井光雄君）** ただいま議題となりました議案第21号あしよろ子どもセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、これまであしよろ子どもセンターの事業として実施しておりました子育て支援センター事業を、次の議案第22号で提案を予定しています認定こども園事業に包括されたことから、条例の改正をお願いするものでございます。

次に、条例の改正内容について御説明申し上げます。

あしよろ子供センター設置及び管理条例の一部を改正する条例。

第4条中第2号及び第5条中第2号に規定している子育て支援センター事業を削り、それぞれ各号を繰り上げるものでございます。

これは、新制度においては、認定こども園事業に移行して実施するものでございます。

同じく、子どもセンターで実施していたあしよろ保育所は認定こども園に移行して実施するため、第5条第1号中足寄町保育所条例を足寄町認定こども園の設置及び管理に関する条例に改めるものでございます。

また、昨年12月の第4回定例議会で議決をいただきました足寄町障害児相談支援事業所設置及び管理条例に規定する事業を子どもセンターで実施するため、加えるものでございます。

なお、第6条ですが、子育て支援センター事業のうち、一時保育サービスの提供に伴う費用負担であります。認定こども園事業に移行するため、別表も含めて削るものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第21号あしよろ子どもセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第21号あしよろ子どもセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 議案第22号

○議長（吉田敏男君） この際、報告をいたします。

町長から提出議案中、お手元に配付の正誤表のとおり訂正したい旨、文書をもって議長宛てに申し出がありましたので、本件については、さよう訂正することに御了解をいただきたいと思えます。

日程第23 議案第22号足寄町認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 櫻井光雄君。

○福祉課長（櫻井光雄君） ただいま議題となりました議案第22号足寄町認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、足寄保育所の運営について、これまで構造改革特区により幼保一体の保育を行ってきましたが、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、認定こども園に移行して実施するため、条例を制定するものでございます。

次に、条例の内容について、御説明申し上げます。

足寄町認定こども園の設置及び管理に関する条例。

第1条、設置でございますけれども、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、認定こども園を設置するとしております。

第2条の名称及び位置ですが、名称は足寄町認定こども園どんぐり。場所は足寄町北3条1丁目5番地でございます。

第3条、職員ですが、認定こども園に園

長、保育士、その他必要な職員を置くとして  
います。

第4条の定員ですけれども、これまでと同  
様180名とする規定でございます。

第5条の事業であります、認定こども園  
は教育、保育等の総合的な提供を行う事業に  
加え、さきの議案第21号で御審議いただき  
ました子どもセンターの事業として実施して  
いた特定保育事業、一時保育事業と子育て支  
援に関する事業、その他町長が必要と認める  
事業を認定こども園の事業として実施する規  
定でございます。

第6条は入園資格について。

第7条の保育料ですけれども、さきの議案  
第20号で御審議いただきました保育料を適  
用すること。第2項については一時保育事業  
を利用した場合の費用負担を規定しておりま  
す。

第8条は保育料の減免について。第9条は  
委任規定としています。

附則の施行期日ですが、一つ目としまし  
て、この条例は平成27年4月1日から施行  
する。ただし、次項の規定、準備行為でござ  
いますけれども、二つ目として、認定こども  
園の入園のために必要な準備行為は、この条  
例の施行前において行うことができるものと  
し、公布の日から施行するものでございま  
す。

三つ目として、足寄町保育所条例は廃止し  
ます。

四つ目として、この条例の施行の際、廃止  
前の条例に基づき承認されたものについて  
は、なお従前の例によるものとしてございま  
す。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきます  
ので、御審議のほどをよろしくお願  
い申し上げます。

**○議長（吉田敏男君）** これをもって、提案  
理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田敏男君）** 質疑なしと認めま  
す。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田敏男君）** 討論なしと認めま  
す。これで討論を終わります。

これから、議案第22号足寄町認定こども  
園の設置及び管理に関する条例の制定につい  
ての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成  
の方は起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（吉田敏男君）** 全員の起立です。

したがって、議案第22号足寄町認定こど  
も園の設置及び管理に関する条例の制定につ  
いての件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第23号

**○議長（吉田敏男君）** 日程第24 議案第  
23号足寄町へき地保育所条例の一部を改正  
する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めま  
す。

福祉課長 櫻井光雄君。

**○福祉課長（櫻井光雄君）** ただいま議題と  
なりました議案第23号足寄町へき地保育所  
条例の一部を改正する条例について、提案理  
由の御説明を申し上げます。

本条例の一部改正でございますが、へき地  
保育所における保育料については、議案第2  
0号で御審議いただきました足寄町就学前の  
子どもの教育・保育に係る保育料を定める条  
例の規定に基づく保育料を適用するための一  
部改正となっております。

附則としまして、この条例は平成27年4  
月1日から施行するものでございます。

右側のページに新旧対照表を添付しており  
ますので、御参照願います。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきます  
ので、御審議のほどよろしくお願



たします。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号足寄町へき地保育所条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第23号足寄町へき地保育所条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第24号

○議長（吉田敏男君） 日程第25 議案第24号足寄町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 櫻井光雄君。

○福祉課長（櫻井光雄君） ただいま議題となりました議案第24号足寄町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、町長から行政報告させていただきましたが、学童保育所の運営は子ども・子育て支援法の施行に伴い、社会福祉法に規定される第2種福祉事業となるため、これまでの足寄学童保育所運営委員会による運営から

町による運営に移行するため、必要な事項等について条例を制定するものでございます。

次に、条例の内容について御説明申し上げます。

足寄町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の制定について。

第1条の設置ですが、保護者の就労等により、昼間、家庭において保育を受けられない児童に対して必要な保育を行い、適切な遊びや生活の場を提供し、もって児童の健全な育成を図るため、足寄町放課後児童クラブを設置するものでございます。

第2条の名称ですが、これまでどおり足寄町学童保育所とします。場所については、現在の場所、足寄町南5条5丁目14番地。定員は80名で、現在の60名を80名に拡大をしております。

第3条は、利用できる対象児童について。児童クラブを利用することができる児童は、町内の小学校に就学する児童で、次の各号のいずれかに該当するものとするということで、1号としまして、保護者が労働に従事し、ほかに保育する者がいない児童。2号としまして、保護者が疾病のため保育に欠ける児童。その他、町長が必要と認める児童としております。

第4条は、利用の申請及び決定について。

第5条の保育料については、町長が定める額としておりますが、これまで足寄学童保育所運営委員会の負担金3,500円以内で設定する予定であります。

第6条は、委任規定でございます。

附則の施行期日でございますが、この条例は平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定、準備行為は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第24号足寄町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の制定についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第24号足寄町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第25号

○議長(吉田敏男君) 日程第26 議案第25号足寄町公の施設条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

○総務課長(渡辺俊一君) ただいま議題となりました議案第25号足寄町公の施設条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、公の施設の中の大誉地生活改善センターの名称と位置を変更するものでございます。

大誉地生活改善センターは、大誉地地区の住民の皆さんの集会施設として長年活用されてきましたが、老朽化が進んでいるということから今年度建てかえを行いました。新しい施設が完成いたしますことから、名称、位置の変更について条例改正をお願いするもので

ございます。

改正条文について申し上げます。

足寄町公の施設条例の一部を改正する条例。

足寄町公の施設条例の一部を次のように改正する。

別表第1中、足寄町大誉地生活改善センターを足寄町大誉地集落センターに、足寄町大誉地本町14番地の5・7を足寄町大誉地本町14番地5に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行することとしてございます。

36ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号足寄町公の施設条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第25号足寄町公の施設条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第26号

○議長（吉田敏男君） 日程第27 議案第26号足寄町児童発達支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 櫻井光雄君。

○福祉課長（櫻井光雄君） ただいま議題となりました議案第26号足寄町児童発達支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、改正の理由でございますが、児童福祉法の一部改正に伴い、本条例で引用しております条項番号の一部を改正するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

右側ページに新旧対照表を添付しておりますので御参照を願います。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第26号足寄町児童発達支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成

の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第26号足寄町児童発達支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第27号

○議長（吉田敏男君） 日程第28 議案第27号足寄町保育所等訪問支援事業所設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 櫻井光雄君。

○福祉課長（櫻井光雄君） ただいま議題となりました議案第27号足寄町保育所等訪問支援事業所設置及び管理条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

改正理由、改正内容等につきましては、さきに御審議いただきました議案第26号と同じでございますので、説明を省略させていただきます。

右側ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照を願います。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第27号足寄町保育所等訪問支援事業所設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第27号足寄町保育所等訪問支援事業所設置及び管理条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第28号

○議長(吉田敏男君) 日程第29 議案第28号足寄町特別母子年金支給条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 櫻井光雄君。

○福祉課長(櫻井光雄君) ただいま議題となりました議案第28号足寄町特別母子年金支給条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正の理由でございますが、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律に基づき、遺族基礎年金の父子家庭への支給対象拡大がされたことから、本町において独自に実施しております足寄町特別母子年金に係る支給対象者に父子家庭を加えることで、一人親家庭の児童の健全な育成と福祉の増進を図るものでございます。

改正の内容についてであります。足寄町特別母子年金支給条例の一部を改正する条例。

題名を足寄町特別母子父子年金支給条例に改めるものでございます。

次に、第1条中、父を父又は母に、それから特別母子年金を特別母子父子年金に改め、以下の次に丸を加えるものでございます。

第2条中、母子を母子又は父子に改める。

附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

なお、右側ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第28号足寄町特別母子年金支給条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第28号足寄町特別母子年金支給条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第29号

○議長(吉田敏男君) 日程第30 議案第29号足寄町地域支え合いセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 櫻井光雄君。

○福祉課長(櫻井光雄君) ただいま議題となりました議案第29号足寄町地域支え合いセンター設置及び管理に関する条例の一部を

改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正の理由でございますが、介護保険法の改正に伴い、本条例で引用しております条項、条文を整理する必要があるため、提案させていただきます。

また、本施設と合築している認知症高齢者グループホーム及び生活支援長屋を本年4月から供用開始を予定しておりますけれども、その管理運営を同一指定管理者に一括して委託することから、利用申し込み等の窓口を指定管理者に一本化するための条文の整理も行うものでございます。

改正の内容について、御説明申し上げます。

足寄町地域支え合いセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

第5条第1号ア中、第18項を削り、同号イ中、第16項を削る。

第16条第1項第3号中、のうち、小規模多機能施設を除く業務を削り、同条第3項、ただし書きを削るものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

次ページに新旧対照表を添付しておりますので御参照願います。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（吉田敏男君）** これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田敏男君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田敏男君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第29号足寄町地域支え合

いセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（吉田敏男君）** 全員の起立です。

したがって、議案第29号足寄町地域支え合いセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第30号

**○議長（吉田敏男君）** 日程第31 議案第30号足寄町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 櫻井光雄君。

**○福祉課長（櫻井光雄君）** ただいま議題となりました議案第30号足寄町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

最初に、制定の趣旨でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地方分権一括法のことでございますけれども、公布されておまして、それに伴いまして、介護保険法の一部が改正されております。

従来、厚生労働省令で定められていた地域包括支援センターの設置者が遵守しなければならない包括的支援事業を実施するために必要な基準は、市町村の条例で定めることとされたために、足寄町地域包括支援センターの職員等に関する基準を条例で制定するものでございます。

なお、基準等の制定に当たり、国においては、国の基準と異なるものを定めることの許容の程度について、基準の項目ごとに従うべ

き基準、参酌すべき基準の2類型が定められておりますが、本町において省令と異なる基準とすべき特段の事情、地域性は認められないことから、国の基準と同一内容とする条例制定としております。

次に、条例の内容について御説明申し上げます。

足寄町地域包括支援センターの職員に関する基準を定める条例。

第1条はこの条例の趣旨について、第2条は用語の定義について、それぞれ規定しております。

第3条は、地域包括支援センターの基本方針等について規定しております。

第4条は、人員に関する基準について規定しております。第2項において、第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の場合などに配置人員を減少できる旨を規定しております。

附則ですが、この条例は27年4月1日から施行するものでございます。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第30号足寄町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第30号足寄町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第31号

○議長（吉田敏男君） 日程第32 議案第31号足寄町介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 櫻井光雄君。

○福祉課長（櫻井光雄君） ただいま議題となりました議案第31号足寄町介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由につきまして、御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、平成27年第1回臨時会に提案し、議決をいただきました第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づいて、3年を1期として定める介護保険料について、平成27年度から平成29年度までの保険料率を定めるとともに、第1号被保険者の保険料率に関する基準を現行の標準6段階から標準9段階に改正をお願いするものでございます。

次に、改正の内容について御説明申し上げます。

足寄町介護保険条例の一部を改正する条例。

第3条第1項中、平成24年度から平成26年度を平成27年度から平成29年度に、同項第1号中、2万9,700円を3万4,500円に、同項第2号中、2万9,700円を4万3,500円に、同項第3号中、4万4,600円を5万1,800円に、同項第4号中、5万9,400円を5万7,300円に、同項第5号中、7万4,300円を6万9,000円に、同項第6号中、8万9,100円を8万2,800円に改め、同項の次に第7号として令第38条第1項第7号に掲げ

る者8万9,700円、第8号として令第38条第1項第8項に掲げる者10万3,500円、第9号として令第38号第1項第9号に掲げる者11万7,300円を追加するものでございます。

第5条第3項中は、保険料率の基準を現行の標準6段階から標準9段階に改正することに伴いまして、賦課期日後における資格取得、喪失等があった場合の境界措置の条文を改正するものでございます。

附則に次の1条を加えるとして、改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置について規定しておりますが、これは地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の公布に伴いまして、介護保険事業から市町村事業に移行となる介護予防・日常生活支援総合事業、二つ目として在宅医療・介護連携推進事業、三つ目として生活支援体制整備事業、四つ目として認知症総合支援事業のこの四つの事業について、それぞれその実施に必要な準備期間が必要として猶予規定を設けているところでございます。

附則第1条の施行期日ですが、この条例は平成27年4月1日から施行する。

第2条の経過措置として、改正後の足寄町介護保険条例第3条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものでございます。

次のページから新旧対照表を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

**○議長（吉田敏男君）** これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田敏男君）** 質疑なしと認めま

す。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田敏男君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第31号足寄町介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（吉田敏男君）** 7番議員を除いて、ほか全員が起立です。

起立多数です。

したがって、議案第31号足寄町介護保険条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 議案第32号

**○議長（吉田敏男君）** 日程第33 議案第32号足寄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 櫻井光雄君。

**○福祉課長（櫻井光雄君）** ただいま議題となりました議案第32号足寄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案理由につきまして、御説明申し上げます。

まず、改正する理由でございますが、介護保険法の改正等に伴い、本条例において引用しております条文を改正するものでございます。

次に、改正の内容について御説明申し上げます。

足寄町指定地域密着型サービスの事業の人

員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

第8条中、できるものの次に、生活機能の維持又は向上を目指しを加える。

第14条（見出しを含む）中、複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改める。

附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

次ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第32号足寄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第32号足寄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第33号

○議長（吉田敏男君） 日程第34 議案第

33号足寄町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 櫻井光雄君。

○福祉課長（櫻井光雄君） ただいま議題となりました議案第33号足寄町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由の御説明申し上げます。

改正の理由、内容でございますが、さきの議案第32号と同じく介護保険法の改正に伴うものでございますので、説明を省略させていただきます。

なお、次ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第33号足寄町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。



本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第33号足寄町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第34号

○議長(吉田敏男君) 日程第35 議案第34号足寄町指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 櫻井光雄君。

○福祉課長(櫻井光雄君) ただいま議題となりました議案第34号足寄町指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

最初に、制定の趣旨でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地方分権一括法でございますけれども、これに基づきまして、介護保険法の一部が改正されております。従来、厚生労働省令で定められていた介護予防支援等に関する基準等は市町村の条例で定めることとされているため、足寄町指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例の制定をお願いするものでございます。

なお、条例の制定に当たっては、法令により従うべき基準と参酌すべき基準の二つに分類されておりますが、本町においては省令と異なる基準とすべき特段の事情、地域性は認められないことから、国の基準と同一内容としております。

次に、条例の内容について御説明申し上げます。

足寄町指定介護予防等に関する基準等を定める条例。

第1条はこの条例の趣旨について、第2条は用語の定義について規定しております。

第3条は指定介護予防支援の事業に係る指定の申請者について、第4条は介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準について、第5条は指定介護予防支援の事業の基本方針等について規定しております。

第6条は準用について、第7条は委任規定でございます。

附則ですが、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第34号足寄町指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例の制定についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第34号足寄町指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第35号

○議長（吉田敏男君） 日程第36 議案第35号足寄都市計画土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 阿部智一君。

○建設課長（阿部智一君） ただいま議題となりました議案第35号足寄都市計画土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、平成22年度から実施しております仮清算を行うに当たり、換地計画を定める前ではありますが、既に工事規制した街区で仮換地指定を行われている権利者を対象として仮清算実施方針に基づき、1区画地ごとの従前権利評価価格と換地後評価額との差額を仮清算金とする差額清算方式により実施をされてきてございます。これは街区全体の換地が確定していないことから、条例第21条に定める従前宅地価格の総額と換地後宅地価格の総額の費用、従前及び換地後の権利価格に乗じた差額を清算金とする、いわゆる比例清算方式での算定ができなかったことから差額清算方式としたところでございます。

平成22年度から平成27年度までに実施する仮清算は、清算金全体の約7割となっておりますことから、仮清算と本清算の算定方式の整合性を図り、円滑な清算金処理を実施するため、清算金の算定方式を差額清算方式に改定するものでございます。

次に、改正内容でございますが、51ページの新旧対照表で御説明をさせていただきますと思います。

第21条の清算金の算定について、比例清算方式から差額清算方式への文言を改め、第22条の換地を定めない宅地等の清算金について、第21条の清算金の算定を差額清算方式に改めることから、条文中の清算金は以下の文言を前条に準じてこれを定めるに改める

ものでございます。

次に、土地区画整理法第22条第4項の規定により、施行地区は事業計画で定められた事業施行地区を指すことから、附則第1項中及び第5項別表第1、別表第2の事業名称の足寄都市計画に事業を加え、足寄都市計画事業に改めるものでございます。

附則第4項に定める施行地区に含まれる地域の名称について、事業計画変更がなされることに改正を要しない文言に改めるものでございます。

附則第5項別表第1の施行地区に含まれる地域の名称について、直近の事業計画の地域名称に改めるものでございます。

以上、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第35号足寄都市計画土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第35号足寄都市計画土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 請願第1号

○議長（吉田敏男君） 日程第37 請願第1号農協関係法制度の見直しに関する請願書の件を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号農協関係法制度の見直しに関する請願書の件は総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査にすることにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号農協関係法制度の見直しに関する請願書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査にすることに決定をいたしました。

### ◎ 請願第2号

○議長（吉田敏男君） 日程第38 請願第2号T P P交渉等国際貿易交渉に係る請願書の件を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第2号T P P交渉等国際貿易交渉に係る請願書の件は、総務産業常任委員会に付託し、開始中の審査にすることにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号T P P交渉等国際貿易交渉に係る請願書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査にすることと決定をいたしました。

### ◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

次回の会議は、3月16日午前10時より開催いたします。

大変御苦労様でございます。

午後 2時04分 散会